第54回宍粟市議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成25年7月26日(金曜日)

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 7月26日 午前9時30分宣告(第1日)

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 77号議案 ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定に

について

日程第 4 第 78号議案 教育用パソコン備品購入契約の締結について

日程第 5 報告第 10号 公益財団法人宍粟市文化振興財団平成24年度決算書及

び平成25年度事業計画等の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 77号議案 ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定に

について

日程第 4 第 78号議案 教育用パソコン備品購入契約の締結について

日程第 5 報告第 10号 公益財団法人宍粟市文化振興財団平成24年度決算書及

び平成25年度事業計画等の提出について

追加日程第1 第 77号議案 ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定に

について

追加日程第 2 第 78号議案 教育用パソコン備品購入契約の締結について

応 招 議 員(18名)

出席議員(18名)

1番林 克治議員 2番稲田常実議員

3 番 議員 4 番 議員 飯 田 吉 則 大 畑 利 眀 5 番 鈴 浩 之 議員 6番 伊 藤 郎 議員 木 美恵子 議員 議員 7番 榧 橋 8番 西 本 諭 議員 9 番 Ξ 議員 秋 \blacksquare 裕 10番 藤 原 正 憲 11番 東 豊 俊 議員 12番 福 嶋 斉 議員 13番 議員 議員 小 林 健 志 1 4 番 Ш 下 由 美 15番 議員 16番 議員 出 前 治 生 実 友 勉 17番 政 18番 岸 本 議員 高 Ш 信 議員 義 明

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長中 村 司 君 書 記 宮 崎 也 君 書 記清 水 圭 子 君 記 原 渉 君 書 \blacksquare

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 툱 福 元 晶 Ξ 君 副 市 長 清 水 弘 和 君 教 育 長 西 畄 章 寿 君 参事兼企画総務部長 髙 橋 幹 雄 君 参事兼土木部長 平 安 雄 君 会計管理者 克 君 野 杉 尾 一宮市民局長 秋 是 君 波賀市民局長 君 武 賢 西 Ш 龍 千種市民局長 冏 曽 茂 夫 君 まちづくり推進部長 西 Щ 大 作 君 君 教育委員会教育部長 岡 﨑 悦 也

(午前 9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまより、第54回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告 1 、地方自治法第121条の規定に基づき今期臨時会に説明員として、出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりでございます。

報告2、本日市長から議案2件、報告1件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岸本義明君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

3番、飯田吉則議員、4番、大畑利明議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長(岸本義明君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定しました。

日程第3 第77号議案

議長(岸本義明君) 日程第3、第77号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指 定管理者の指定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) おはようございます。大変御苦労さまでございます。

それでは、第77号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

ばんしゅう戸倉スキー場につきましては、近年の雪不足やスキー人口の減少により、経営的に非常に厳しい状況にある中で、近隣施設の「くるみの里」及び「音水湖カヌー競技場」を一体管理することで、年間を通した運営が行える状況であり、また、施設を複合的に組み合わせる、そのことにより通年の雇用の促進が図れることから、平成21年4月から現指定管理者のMONグループにより一体的に管理運営を行っております。

現指定管理者のMONグループは、スキー人口の減少等による厳しい状況の中で長期間の指定管理を視野に入れた経営がなされ、強い責任感のもと、大きな設備投資を行いながら経営を維持されていることは、想像以上の経営努力がなされていると評価できるものであります。

ばんしゅう戸倉スキー場等の指定期間は、平成26年3月末までとなっておりますが、この3施設を引き続き一体的に指定管理者制度を活用し、運営することがより適切な管理運営が行えること、また、早期に指定管理者を決定することで、早い段階からのPR活動等の展開により、円滑な運営を行うことができることから、引き続き現指定管理者のMONグループを次期指定管理者とすることが最善であると判断し、今回提案するものであります。

また、指定管理期間も経営の安定化を図るため、平成31年3月31日までの5年間としております。

なお、今回の指定管理者の指定に当たり、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問し、 事業計画の内容や指定管理者としての資質等を慎重に審議いただき、適切であると の答申もいただいております。

議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。 以上であります。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。 4点お聞きしたいと思うんですけども、一つは以前にも資料提出を求めておりましたけれども、事業報告と決算書の提出なんですけども、平成23年、平成24年の 2 カ年について、それぞれ今ありましたように三つの施設を指定管理を受けておられますので、それぞれの単体ごとに入込客、また収支等がわかる資料がありましたら、そういうものを一度見せていただけたらと思い

ます。

それと、2点目でありますけれども、貸付収入について、平成25年度予算では100万円計上されておりましたけれども、今後4年間の貸付収入というのはどういうふうな見通しを持っておられるのか、ちくさ高原のスキー場と比べると、かなり低く抑えられておるようでありますので、そのあたりの見通しをお聞かせ願いたいと思います。

それと、指定管理料についてでありますけれども、指定管理料についてもカヌーの施設であったと思いますけれども、指定管理料が160万円、平成25年度予算では計上されております。これについても今後4年間の指定管理料の見通しをどういうふうに見ておられるのか、お聞かせ願えたらと思います。

それとあわせてでありますけれども、市の負担も毎年必要になってきております。そういう中で、平成25年度予算ではカヌーの設置委託料ということで180万円とか、戸倉スキー場では毎年リフトに係るものとして、平成25年度予算では2,250万とかというふうなことで、かなりのメンテナンスやとか維持経費も必要になってきておるわけでありますけれども、それにあわせて今後4年間の市としての負担の見通しというのはどういうふうになっておるのか。委員会に付託される議案ですので、大まかな点だけ答弁していただいて、詳しいことは、また委員会でお聞きしたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(岸本義明君) まちづくり推進部長、西山大作君。 まちづくり推進部長(西山大作君) お答えをいたします。

大きく4点、今、御質問をいただきましたので、順次お尋ねをしたいと思います。 まず1点目の平成23年度、平成24年度のそれぞれの事業の報告と決算の状況につ きましては、この後の付託予定の総務文教の委員会で報告をさせていただきます。

それと、2点目の貸付収入、いわゆる指定納付金なんですけども、一応予算上としては今100万円の計上を試算していただいております。ただ、御指摘ありましたように、千種と比べますと入込客が約半数という状況の中で、非常にノウハウを持って経営していただいておるんですけど、非常に苦慮していただいておるという状況の中で、平成23年度は黒字決算を打っていただいております。基本協定に仮基本協定を結ばせていただいておりますけども、その中で収益の20%を市のほうへ収入いただくということの仮基本協定を今回は結ばせていただいておりますので、そのような計画を持っております。ただ、平成24年度につきましては、年末年始、スキーができなかった状況、あわせて雪不足による早くの閉鎖ということもございまし

て、若干の赤字でありましたので、平成24年度は指定納付金をいただいておらない、 そういう状況になっております。

それから、指定管理料、3番目の見通しなんですけども、平成25年度予算で計上しております160万円、これにつきましては、音水湖のカヌーの競技場の管理運営経費についての経費として管理料を支払っております。年度当初、事業者と管理料の支払いについて、それぞれ協議をさせていただいて、年度協定でもって金額を提示させていただいておりますので、今後ともこの金額をベースに検討したいというふうに思っております。

ただ、新たな事業展開等を提案いただく場合については、また新たな協議も必要かなというふうに考えておりますので、これをベースに展開をしたいというふうに思っております。

それから、4番目の一番大きな課題なんですけども、維持管理をするための市の負担、これを今後どうするかということなんですけども、2点、提示がありました。カヌーの設置の委託料180万円、これにつきましては、音水湖の渇水、あるいは冬季など、四季それぞれによりまして維持管理経費が発生するということで180万円計上しております。

それから、御指摘のとおり、スキー場、まず第一にリフトの安全運行、これがありますので、ここのオーバーホールを毎年行っておりますので、これが大体毎年2,000万円前後かかるということで、今回は計上させていただいております。

今後、5年間の指定の中で予定をされます経費の投入の大きなものとして考えられますのが、まず1番目に、今現在、圧雪車、これ2台運行しております。ただ、1台については非常に型式も古く、修繕が必要ということで非常に苦慮いただいております。この圧雪車1台については買い換えが必要だというふうに判断し、協議を今後進めてまいりたいと思っております。

もう1点につきましては、地球の温暖化等によりまして非常にスキーの経営自体が苦しくなっておるという状況で、ちくさ高原につきましては、人工降雪機の導入を当初からしていただいております。戸倉スキー場につきましても、この北部の活性化ということも含めて人工降雪機の導入の有無について検討を進めたいというふうに思っております。

それから、これは事業者として取り組むという意向を聞いておりますけども、スキー場のゲレンデの整備といいますか、一部リフトの乗り場のスムーズな運行とか、 そこらを鑑みましてスキー場自体の整備を整えたいということの意向も聞いており ますので、これについても検討したいというふうに思っております。

それから、カヌーの艇、これについても買い換えが必要な分については、順次進めたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ノウハウをもって努力いただくわけなんですけども、 最少の経費で効果が上がるように事業者と協議をしていきたいというふうに思って おります。

以上です。

議長(岸本義明君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。こういうふうに指定管理を受けてやろうという 企業があるということ自体は大変ありがたいことだなと思っております。

それで、先ほども市長の提案理由の中でありましたように、年間を通して三つの施設を一体的に運営することによって、年間を通じた雇用の確保をするとかいうふうなことであるわけなんですけども、でも、実際はそれぞれ単体の施設ごとに指定管理料が出たりとかいうふうなことになっておる中で、私は三つの施設全体として収支がどういうふうに出ておるのかということは今の時点ではわからないんですけども、全体として三つの施設を経営する中で企業努力をした結果、当然企業も潤わないけないでしょうし、また、市としても応分の投資やとか指定管理料を払っていることから考えると、応分の当然収入源にもならなければならないと思うんですけれども、そういうところについて、市長としてはどういう目標を持っておられるのかという点をお聞かせ願えたらなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。議長(岸本義明君) 市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 先ほど提案説明でも申し上げたとおり一体的に管理をしていただいておる。それは総合的に相互乗り入れをしながら、より効果を上げていくと、こういうことによって雇用だったり、あるいは年間を通しての運営だったり、こういうことが考えられると。その点では非常にいいことだなと考えておりますが、ただ、今後においても北部地域の活性化という概念から考えますと、あの施設等々は非常に大事な部分がありますので、全体的に経営の面、収支あるいは市の投資の面、総合的に判断しながら今後も検討していきたいと、このように考えております。

議長(岸本義明君) 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第77号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第77号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することを決しました。

日程第4 第78号議案

議長(岸本義明君) 日程第4、第78号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結 についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第78号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育用パソコンは、児童生徒の学力及びIT活用能力の向上を図るため導入をしておりますが、千種小学校及び千種中学校の教育用パソコンが更新時期を迎えましたので、新規に購入しようとするものであります。

この教育用パソコンの購入を行うに当たり、去る平成25年7月17日に入札を執行しました結果、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬117番地12、イトーオフィスサービス株式会社代表取締役、伊藤和久と契約金額2,399万6,700円で物品購入契約の締結をしようとするものでありますので、議員各位におかれましては原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) この議案も私の所属する委員会に付託されますので、概略だけで答弁は結構だと思うんですけども、一つは、私も一時期、担当委員会でおったときは、割と詳しいところまで聞けたので理解しておったんですけども、今回、また新たに担当の所属する委員会の委員となりました関係でお聞きしたいと思うんですけれども、今現在、各学校ごとの整備状況というのは具体的にどういうふうになっておるのか。以前はリースが一番経済的だというふうに言われておって、それから後、コンピューターが大変安くなる中で、購入のほうが経済的だというふうなことで、今はほとんど購入という形に切り替わっていると思うんですけれども、そ

ういうふうな各学校ごとの購入年度でありますとか台数、また、要は児童生徒 1人に 1 台ずつ確保されているかどうかということがお聞きしたいわけでありますけれども、それとあわせてこの間の 1 台当たりの価格でありますとか、メンテナンスの費用でありますとか、そのあたりのところがわかるような資料を是非提出していただきたいと思っております。

それと、パソコンというのが義務教育の中にも導入されて、この間も何回か学習 指導要領の改訂とかあったわけでありますけれども、各学年によってパソコン教育 というのは学習指導要領も含めて、市独自の方針もあろうかと思うんですけれども、 どのあたりまでの到達、パソコンを利用できる技能や能力を教えるということを目 標にされておるのか。それによって当然どの程度のパソコンを導入するかというこ ともおのずと決まってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりどう いうふうに決められておるのか。

それとあわせて、さきの整備状況をお聞きしないとわからないんですけれども、その整備状況の中で例えば今度ウインドウズのXPでしたか、それが来年4月以降メンテナンスを中止するということではないですけども、アップデートがなくなる、そういうサービスがなくなるとか、そういうふうなことでハードとしては利用できるけども、ソフトだけを入れ替えたら十分まだ利用できるとかいうふうなケースもあるのかなと思うんですけれども、そのあたりも含めて各学校の整備状況等をまた詳しく委員会で報告していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会教育部長(岡崎悦也君) 私のほうから、それでは今回の契約議案に伴いまして、議員から御質問の小・中学校の整備状況について概略を申し上げて、資料につきましては、この後、議長、委員長に御確認を得て常任委員会に提出をさせていただきたいと思います。

まず、今回の議案にあげておりますのは、千種中学校のコンピューターで36台、それから千種小学校では35台の購入となっております。この千種につきましては、平成18年に購入をしたものを今回買い換えるということで、千種中学校で2巡目の買い換え、すなわち市内全ての小・中学校におきましてはリースではなく、全て買い取りということになってございます。

それから、台数につきましては、資料でもまた後にお示しをしますが、生徒の部分は総数で小・中学校合わせて686台、それから教師用等で121台となっております。 そのほか価格等につきましては、今回の部分につきましては、1台当たり33万 7,000円余りとなっております。こういった表もお出しをしたいなというふうに考えております。

それから、2点目のパソコンの教育における使用状況の部分でございますが、大きく分けまして小学校低学年、小学校高学年、中学生というような形で御答弁させていただきたいなと思いますが、まず、授業時数ですが、小学校低学年が年間に5時間から10時間程度になってございます。それから、小学校高学年が10時間から20時間、中学生になりますと30時間から70時間。

小学校低学年における教育上の到達点といいますか、目標でございますが、低学年でございますので、パソコンの楽しさに触れて、その中でお絵書きのソフトなどを活用するということで、まず低学年部分につきましてはパソコン操作に慣れるというようなことを目標としております。

小学校高学年になりますと、ワープロで文章が作成できる、あるいはインターネットを利用した調べ学習ができる、それから、もちろん情報モラルについて学ぶと、こういったところを目標にしているところでございます。

中学生になりますと、同じくワープロの文章作成、あるいは簡単な表計算の作成、 そして小学校高学年でも同じなんですが、インターネットでの調べ学習、そして中 学校になりますと、プレゼンテーションというソフトを使いまして資料作成をし、 それを使ったプレゼンテーションを行うというようなことも実施をしております。 概略でございますが、以上でございます。

議長(岸本義明君) 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第78号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第78号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第5 報告第10号

議長(岸本義明君) 日程第5、報告第10号、公益財団法人宍粟市文化振興財団平成24年度決算書及び平成25年度事業計画等の提出についてを議題といたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、公益財団法人宍粟市文化振興財団から平成24年度決算書及び平成25年度

事業計画書等が市長から議長宛てに提出されたものです。

この報告に対する質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。この第三セクター等にかかわって宍粟市が出資している報告書が義務づけられているものに対して、6月議会から本来質疑を認めるというふうな決定をなされたんですけども、6月議会については最終日に出されておりましたので、間に合わなかった関係もありまして、質疑はしませんでしたけれども、今回初めて報告という形の中での質疑ができることを大変私はうれしく思っております。

決算の中でこういう質疑をしたらというふうな意見もあるんですけれども、なかなか決算委員会の中では膨大な中の、あくまで1項目になりますので、なかなか詳しくお聞きすることもできないことになります。そういう中で、こういう報告の質疑をさせていただくわけでありますけれども、当然詳しく答弁できないこともあるうかと思うんですけれども、基本的な方針だけお聞かせ願いたいと思います。

2点お聞きしたいんですけども、一つは指定管理料ということで、平成24年度、4,000万円計上されております。これは当初予算に4,000万円計上されておって、それがそのまま過不足なく4,000万円というふうなことになっておるんですけれども、基本的にどういうふうな算出根拠といいますか、どういうふうな方針で4,000万円というふうなものが決められておるのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、 2 点目は、自主文化事業ということでいろんな事業に取り組んでおられるわけでありますけれども、その中で当然人件費なんかは無視して、ただ単に経費とチケット収入との対比だと思うんですけれども、自主的文化事業の中で収支が黒字の事業やとか赤字の事業やとかいろいろございます。その中でもかなり黒字が多いもの、逆のものもあるわけでありますけれども、こういうものについて、当然その教室なり、チケットの販売なり、いろいろなケースがあるわけでありますけれども、基本的に採算をとろうということでされておるのか、それともいろんな講習といいますか、講座というふうな、楽器を習う講座なんかもあるわけでありますけれども、それらについても講座の費用が高ければなかなか誰でも習ってみようかなということにはならないと思いますし、逆に低過ぎたら市の持ち出しも多くなるというふうなジレンマがあろうかと思うんですけれども、そのあたり、市としてはどういうふうな関与の仕方をされておるのか。もう振興財団のほうにお任せしていると

いうことであれば、それで結構かと思うんですけれども、そのあたりのところがわ かりましたら、お聞かせ願えたらと思います。

議長(岸本義明君) 教育部長、岡﨑悦也君。

教育委員会教育部長(岡﨑悦也君) それでは、まず1点目の指定管理料の算出根 拠でございますが、この指定管理料につきましては、文化会館の管理運営に係る経 費でございますので、それに係ります経費、一般管理費、それから管理事業費の歳 出費用から文化会館の貸し館におきます使用料収入、それから雑入を除いたものが 概ね4,000万という形で、そういった考え方のもとに4,000万の指定管理料をお支払 いしておる、こういう考え方でございます。

それから、自主文化事業につきましては、この報告の27ページに平成25年度の自 主文化事業の考え方をお示しをしております。自主文化事業につきましては住民参 加型事業、住民鑑賞型事業、住民創造型事業、この三つから構成をしております。

先ほど御質問の各種講座等につきましては、住民参加型事業の中に入ろうかと思 っております。その考え方でございますが、特に各種教室で講座の部分につきまし ては、どうしても特定の方が繰り返し使用されるというようなケースが多うござい ます。やはり考え方といたしましては、その部分につきましては、できれば個人負 担の範疇で、いわば収支プラマイ0が望ましいなというようなことも、この間、文 化会館指定管理者とも協議をしているところでございます。その他の事業につきま しては、やはりキャパシティの関係で講座、講演を打ってもチケット収入が少ない というようなことがございますので、その部分についてはやはり市からの今年は 710万だったと思うんですが、そういった公金で補いながら、各種の文化事業をし ていきたい、このように考えているところでございます。

議長(岸本義明君) 以上で質疑を終わります。

ここで委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時30分再開

議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま総務文教常任委員長から付託しておりました第77号議案及び第78号議案 の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第77号議案及び第78号議案を日程に追加し、追加日程第1号及び追加日程第2号

として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第77号議案及び第78号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第77号議案

議長(岸本義明君) 追加日程第 1、第77号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 本日、審査付託のありました第77号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定について、先般、第7回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

ばんしゅう戸倉スキー場は、くるみの里、音水湖カヌー競技場の3施設を一体管理することで、年間を通した運営が行える状況にあり、施設を複合的に組み合わせることによって、通年の雇用の確保が図られることから、現指定管理者のMONグループを引き続き指定管理者として、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間について指定するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行いますが、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 討論なしと認めます。

続いて採決を行います。

第77号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第77号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第77号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

追加日程第2 第78号議案

議長(岸本義明君) 追加日程第2、第78号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 本日、審査付託のありました第78号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結について、先般、第7回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

教育用パソコンは、児童生徒の学力及びIT活用能力の向上を図るために導入をしているところでありますが、このたび、千種小学校及び千種中学校の教育用パソコンが更新時期を迎えたため、今回購入するものであります。イトーオフィスサービス株式会社代表取締役、伊藤和久氏と金額2,399万6,700円で契約を締結するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 討論なしと認めます。

続いて採決を行います。

第78号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第78号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第78号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと 思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第54回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長	岸	本	義	明
宍粟市議会議員	飯	田	吉	則
宍粟市議会議員	大	畑	利	明